

ふたば便り

2012年12月号 (Vol. 125)

旭川事務所：旭川市神楽2条7丁目4-18

札幌事務所：札幌市中央区北2条西2丁目1-5 リージェントビル6F

東京事務所：東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA-28F

<http://www.futaba-tax.co.jp> フリーダイヤル(0120)978-028

相続対策と生前贈与

衆議院の解散・総選挙の影響で、例年、12月中旬に公表される来年度の税制改正案も年明けにずれこむことが予想され、2年前から話題になっている相続税の増税が改正案に盛り込まれるかどうか現時点ではわかりません。ただ、相続税が増税になるかどうかにかかわらず、相続の対策を早めにとっておくことは重要です。今回は相続対策と生前贈与についてみていきましょう。

【相続対策】

相続対策として考えておくべきポイントは**3つ**あります。まず最優先で考えるべきなのは相続によってご家族やご親族がもめないよう、**争族対策**を考えておくことです。また、財産が不動産や処分しづらい非公開株式しかない、というケースは決してめずらしくありませんが、相続税は原則として現金で納めなければなりませんので、納税用のキャッシュを準備しておく**納税資金対策**も重要になります。そして最後が**節税対策**です。節税対策は何年後に発生するかわからない相続発生時点で施行されている相続税法がベースとなりますので、これを最優先にしてしまうと、将来の税制改正によっては思わぬ税金がかかることもあります。とるべき**対策の順序は、①争族対策 → ②納税資金対策 → ③節税対策**です。これらの対策の具体例にはたとえば次のようなものがあります。

遺言書の準備、不動産の有効活用、生命保険の活用、経営承継円滑化法の活用、相続時精算課税制度の活用、生前贈与の活用

【生前贈与】

2年前に公表された税制改正案では、相続税は増税、贈与税は減税方向の改正案となっていました。すなわち、相続で財産を移すと増税になってしまうため、**相続が発生する前に生前贈与を活用して財産を移しておく**ということが、相続対策として重要になってきています。生前贈与を行う際に気を付けるべきポイントとしては次のようなものがあります。

贈与契約書の作成…贈与は財産をあげる側の「あげます」という意思表示ともらう側の「もらいます」という意思表示が合致していることが必要ですから、それを表す契約書を作成しておくことが重要となります。

名義預金に注意…贈与はお互いの意思表示が合致している必要がありますから、もらう側がその存在を認識していない名義預金（親が子供に内緒で子供名義の預金口座を作っておくことなど）などでは贈与が成立していないとみなされ、子供名義の預金口座なども親の相続財産となってしまう可能性があります。贈与を受けた側がそれを認識し、自由に処分できる状態にしておくことが重要となります。

非課税枠の活用…通常の贈与では、**1年間につき110万円**までは贈与を受けた側に贈与税が課税されません。この非課税枠を有効に活用して贈与をすすめるのが生前贈与のポイントです。なお、贈与税は税率が非常に高い税目ですが、金額が少ないうちはそれほど税金は高くありませんので、この非課税枠にしばられず、多少の贈与税は払ってでも財産を早めに移してしまうということもポイントになります。

12月1日(土)に開催した弊社主催の「生前贈与セミナー」は定員を超えるお申し込みがあり、急きよ会場を変えての開催となりました。高齢化社会を迎えて、親にとっても子供にとっても、関心が高いテーマであることをあらためて実感しました。私たち会計事務所も税金面などでお力になれるように頑張りたいと思います。

誠に勝手ながら、12月29日(土)～1月3日(木)の間、年末年始のお休みをいただきます。

